

◎釧路市PPP／PFI手法導入 優先的検討指針(ガイドライン)の主な内容

1 目的

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 対象施設等

PFI法第2条第1項において、PFIの対象となる公共施設等として、次に掲げる施設（設備を含む。）が示されている。

区 分	対 象
(1)公共施設	道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道及び工業用水道等
(2)公用施設	庁舎及び宿舍等
(3)公益施設等	教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、賃貸住宅、更生保護施設、駐車場及び地下街等
(4)その他の施設	情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設並びに船舶、航空機等の郵送施設及び人工衛星等

3 対象となる事業の基準

次の(1)及び(2)の基準に該当する公共施設整備事業を優先的検討対象とする。

(1)事業類型による基準

次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

- ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業
- イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

(2)事業規模による基準

- ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（施設改修を含む。）
- イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設等の運営等

◎その他 釧路市PPP/PFI 庁内推進会議の設置

～適切な導入手法の検討及び関係部署における総合的な調整を図る

委員長：副市長 副委員長：総合政策部長 委員：契約管理課長、財政課長、市有財産対策室長、建築課長ほか

4 検討開始時期・検討の流れ

優先的検討を開始する時期は、公共施設等の整備又は運営の方針を検討する時期

